

■ 申告に必要なもの  準備ができたらチェック

- マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カードと運転免許証などの身元確認書類
- 印鑑(朱肉を使用する印鑑)
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきなど)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(扶養親族分も持参してください)
- 郵便局や保険会社などから送付される「支払調書」などの受取金額が分かるもの  
※個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、掛金などを差し引いた金額がそれぞれ雑所得、一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
- 農業・営業などによる事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書  
※領収書なども持参してください
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金などを集計した明細書
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書

■ 申告に関する注意

- ① 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、成羽地域局各連絡所に備えています。(市の相談会場で申告する場合は不要。申告書の全世帯への配布は行っていません)
- ② 収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税所得のみの方も、国民健康保険税などの軽減判定や保育料の算定などのために申告が必要です。
- ③ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」を介護保険課または各地域局で受け取り持参してください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目以降は介護保険課または各地域局で証明書の発行ができる場合があります。詳しくは介護保険課(☎(21)0299)、各地域局へお問い合わせください。

【所得税及び復興特別所得税の確定申告書A】

私たちに  
ご相談ください!



お早めに!  
申告相談期間  
2月16日(金)～3月15日(木)  
税の申告準備

■ 申告が必要な人

- ① 給与・公的年金などのほかに農業・営業などによる事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などのある人
  - ② 年間の公的年金などの収入金額が400万円、または給与収入が2000万円を超える人
  - ③ 2カ所以上から給与を受けている場合で、年末調整をしなかった給与がある人
  - ④ 日給で働く給与所得者や、中途退職などにより年末調整が済んでいない人
  - ⑤ 源泉徴収票に記載されていない扶養控除・寡婦(夫)控除・障害者控除・医療費控除などの各種控除を受けようとする人
  - ⑥ 次年度で非課税証明書などが必要な人
- ▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。  
▽個人年金は公的年金などに含まれません。申告が必要です。  
▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。
- ※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人、税務署から申告書を送付された人、青色申告の人は高梁税務署で申告をお願いします。

**ご注意ください！ 所得がない人も申告をしていないと…**

- ▶ 幼稚園、保育園、こども園の保育料の算定ができません。
- ▶ 市営住宅入居の申し込みなどの各種申請に必要な所得証明、課税証明書が発行できない場合があります。
- ▶ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、最寄りの会場(9ページ)へお越しください。申告に関して不明な点がありましたら事前にお問い合わせください。

問 税務課 ☎(21)0214